

〈論文〉

環オホーツク海圏憲章(案)

環オホーツク海圏を平和, 友好, 協力と繁栄の場に

金子 利喜男

はじめに

		第1部 総則 …… 199
第1章	定義, 目的及び原則	187
第2章	会員の加入及び除名	190
第3章	機関及び決定	192
第4章	始期の暫定的規則	195
		第2部 会長
第5章	会長	196
		第3部 総会
第6章	総会	199
		第4部 理事会
第7章	国家間理事会	202
第8章	宗教理事会	208
第9章	連帯理事会	212
第10章	議員理事会	215
第11章	平和理事会	218
第12章	友好関係理事会	220
第13章	領土境界理事会	222
第14章	経済社会理事会	224
第15章	金融産業理事会	225
第16章	人権委員会	226
第17章	労働雇用理事会	229
第18章	厚生医療理事会	231
第19章	緊急支援理事会	232
第20章	通信運輸理事会	233
第21章	環境資源理事会	235
第22章	エネルギー理事会	236
第23章	教育科学文化理事会	238
第24章	報道情報理事会	239
第25章	観光ホテル理事会	239
第26章	スポーツ理事会	239
第27章	青少年理事会	239

	第5部 環オホーツク海圏裁判所	
第28章	環オホーツク海圏裁判所	239
	第6部 事務局	
第29章	事務局	239
	第7部 グローバルな協力と連帯	
第30章	国際機構との協力	239
第31章	最終規定	239

環オホーツク海圏裁判所規程 …… 239

第1部 環オホーツク海圏事実調査委員会

第2部 環オホーツク海圏法廷

第1章	総則
第2章	環オホーツク海圏臨時法廷
第3章	環オホーツク海圏常設法廷

資 料

- I 環オホーツク海圏機構についてのアンケート結果
- II 第1回世界平和友好協力機構（WOPAC）探究懇談会
- III 世界連邦運動協会副会長のスピーチ
- IV 会員検討者名簿（環オホーツク海圏機構と北東アジア共同体機構について）

はじめに

2011年3月11日に、わが国は東日本大震災で前代未聞の大惨害をこうむったが、できるだけ早く回復して、元気をとりもどさなければならない。回復後は、それにまして重要な課題があらわれるようにみえる。

もちろん、地球上に大惨事が勃発しても、国内外の人びとが協力しあえば、大惨禍でも多少回復できるという希望を世界の人びとにあたえることはいうまでもない。それ以上に大きな一課題は、わが国とわが国民が、いっそうグローバルな見地にたちつつ、核問題の解決や自然災害の予防のみならず、真に世界平和と世界の全面完全軍縮のために寄与し、東洋と西洋をむすびつけるような先導的役割をはたすということである。

いわば、地球は宝、全人類のふるさと、ひとつの大家族ともいえよう。より快適な地球共同体の発展のためには、このような地球号の安全運転に注意をはらい、自己の利益だけを強調せず、相互尊重と互譲の精神に立脚し、世界の平和友好協力で寄与することが重要であろう。

本拙文は、筆者がすでに2011年3月「札幌大学総合論叢」で発表していた「日本海周辺諸国の平和友好協力の推進」を基礎に執筆した。ここでは、環オホーツク海圏機構、環日本海圏機構、北東アジア共同体機構について執筆したが、その後同系機構として、アジア太平洋共同体機構を追加した。

これらの国際機構は、地理的範囲はそれぞれ異なり、環日本海圏機構、環オホーツク海圏機構、北東アジア共同体機構、そしてアジア太平洋共同体機構の順で広がっているが、各機構の目的および原則、主要機関の数、それにそれらの各名称はほぼ同一であり、それらは世界の平和、友好、協力の共通精神でつらぬかれ、緋色の紐帯でむすばれている。そこで、これらの類型を総称して、世界平和友好協力機構（略称はWOPAC: World Organizations for Peace, Amity and Cooperation）と仮称した。

東日本大震災発生後、私たちWPF（世界平和連邦府）会員も、札幌への避難者のために自家菜園の野菜を配達するボランティア活動を夏休みに開始したが、このときにも多くのことを学んだ。たとえば、ボランティア活動したい一般人や学生はいるが、即座に対応できないのである。道南の主婦は、WPFが野菜配達ボランティアをしていることを知り、まずは私のところに野菜をたくさん送りたいというのであるが、WPFも配達網ができていなかった。官も民も、効果的かつ迅速に対応できず、反応したとしても後手に回った。

2011年3月、すでに小生が発表していたWOPAC憲章案では、この面での国際協力にかんする適切な理事会の規定がなかったので、そのご「緊急支援理事会」を追加した。より良い憲章案作成のために、さらに国家間理事会、宗教家理事会、議員理事会、人権理事会、それにエネルギー理事会などを追加した。

これら4つの地域的国際機構は、将来このようなものを創建しようとの構想であって、現存する機関ではない。関係国と関係自治体と個人が、これらに多少とも関心をいただき、まずは環オホーツク海圏機構と北東アジア共同体機構の構想に肯定的にかかわっていただければ幸甚である。この両機構について、私たちが北海道内でアンケート調査したところ、運よく、肯定的回答が、否定的なものを圧倒的に上回っている。幸先を祝えるようだ。

北海道内でのアンケート調査 原発、領土、TPP、環オホーツク海圏機構等について、WPF（会長は小生）は、2011年2月1日から10月にかけて、道内のすべての自治体、道議会議員と札幌市議会議員の全員を対象に、アンケート調査をおこなった。（資料を参照）

意外な結果は、環オホーツク海圏機構の私の構想について、「賛成」と「一考する余地ある」が39%であるのにたいし、「どちらかといえば反対」が2%、「反対」は皆無だったこと、また北東アジア共同体機構についても、その比が32%対4%であったことである。

残りの反応は「回答できない」というものであり、それも予想外に多い。環オホーツク海圏機構は抽象的概念でなく、私の提示した具体的な憲章案について質問したものであり、この機構についてはとくに2頁にわたるレジメを同封していたのであるが・・・

「回答できない」との返答が多かったのは、第1に、3月11日に東日本大震災が勃発し、それに4月の統一地方選挙で自治体や議員が多忙をきわめ、回答どころではなかったことによるかもしれない。または初めてみる環オホーツク海圏機構、北東アジア共同体機構の憲章案、それに圏内や全共同体を単一巨大選挙区とする構想の賛否を数か月内で判断することが困難であったのかもしれない。環オホーツク海圏機構について、占冠村は「機構について理解できていない」、西興部村は「外交問題は高度な政治問題であり、村民を代表する首長の名前で、浅い知識での回答はすべきではないと思う」とのコメントを寄せた。

われわれが目すべきは、むしろ環オホーツク海圏、北東アジア共同体の両機構創建のエンジンの始動役となりうる肯定派の自治体、議員、それになんとといっても地球共同体の平和、友好、協力、福祉、繁栄を希求しつつ、みずから名乗りをあげて、その一翼をになう意欲のある人士たちである。

環オホーツク海圏機構は、かなり民主的な国際組織で、国家のみならず、自治体や個人も会員になることができ、それに国家と自治体なしに誕生できるような仕組みの草案を小生は準備した。これは、超党派、超宗派、かつ超民族的な組織である。

斬新さは、連帯理事会の選挙制度にもある。これは、全圏を単一巨大選挙区とし、圏内自治体の議員80名と国会議員20名が、それぞれ日ロ双方の選挙人になる。連帯理事が、圏の共通利益をも重視しつつ、相互理解、互譲や公平を促進する性格を帯びていることは明白だ。

緊急支援理事会は、大惨事の予防対策、その突発時の支援などの任務を有し、領土境界理事会は調整的機能を有するだけで、法的判断はしない。それができるのは、環オホーツク海圏裁判所である、と提示している。ほかに多くの理事会があり、政治、軍事、軍縮、平和、友好、経済、社会、金融、産業、労働、雇用、厚生、医療、通信、運輸、資源、エネルギー、報道、教育、科学、文化、宗教、観光、スポーツ、青年活動など多方面に及ぶ。

日ロ両国と自治体が会員になるか 第1の問題は、この構想にロシア側自治体が賛成するかだ。筆者は、この点それほど悲観していない。「北東アジア地域自治体連合」には、日本を含む6カ国の60余の自治体が加盟しており、道内のどの自治体も同連合に参加していないが、サハリンやカムチャッカはこれに参加するなど、むしろロシア側の自治体が国際連携に積極的だ。2011年8月22日からのサハリン滞在中、環オホーツク海圏機構について、学者や経済人、また一般人にもきいてみたところ、ほぼ肯定的であった。アンケート結果は、サハリン州知事ホロシャビン氏にも電送した。もっとこの構想を知りたいとの返事である。



第2は、肝心の国家。日ロ両国家が、オホーツク海の平和地帯、軍備縮小、領土問題の解決、事実調査委員会のみならず、法の支配に不可欠な国際裁判制度などが予定されているこのような機構の会員になるかである。

筆者の私案では、国家に有利な種々の条項、たとえば、条件つき加入、総会での拒否権だけでなく、領土問題に関しては2045年まで環オホーツク海圏裁判所から免除される等の特権を憲章案に盛りこみ国家側に譲歩しているが、それでも国家が会員になるとは確言できない。それゆえ、国家が加盟しなくとも、環オホーツク海圏機構が誕生する仕組みを、しかもほぼ安産できる方式を考案する必要が生じた。

下から上に円満に　そこで憲章案は、「日ロ双方から、それぞれ5以上の団体（その支部をふくむ）、自然人100名以上が原会員になり、そのうち30名が主要機関の役員に就任する意志を表明したとき」でも憲章は発効する、と提示した。このようにして、五里霧中のオホーツク海に、まずは陽光一条が現れるようにするだけでもきわめて有益で、それはこの圏の活性化をさらに促す転機となる。

このような形態は、「上から下へ」でなく、下から上への底上げであり、北海の沿岸周辺でのボトムアップとある面で似ている。革命的でなく、政府と自治体も満足できるよう円満に底上げする道をたどる可能性がたかい。以上のような環オホーツク海圏機構の性格と構成は、同じく小生が提唱する環日本海圏機構と北東アジア共同体、アジア太平洋共同体機構の構想にも共通している。

これらの機構が対抗的にならないようにするために、これらは平和、友好、協力という緋色の紐帯で結ばれており、各機構の憲章案は、「この機構は、世界平和を強化し、諸民族の友好と協力を促進するために」、他のWOPAC系の機構と有機的関係を維持しなければならないと定めている。このように広範な水平的協力関係は、現今の競争的かつ抗争的な国際関係を共存共栄の性質をもったものに緩和することができよう。

まず道内とサハリンで、それぞれ懇談会を設け、何回かの合同会議をとおして、数年以内に環オホーツク海圏機構を誕生させ、北東アジア共同体については、北東アジア学会の定例大会に合わせて合同会議を開催し、5年以内に創立できればと願っている。

わが国には、このような機構の原会員または役員になってもよいとの人士が現れてきた。2011年12月3日、北海道大学で環オホーツク海圏機構と北東アジア共同体機構創建のため、第1回懇談会を開催したさい（下の写真）、当日は15名ほど名乗りをあげたが、いまや2012年〇月〇日現在は☆☆名もの現会員検討者があらわれた。読者の中からも、時代を切り開く有志が出現することを期待したい。

今回の出版が可能になったのは、2010年度と2011年度の札幌大学の研究助成費をうけたことによるものであり、本学に深く感謝を申し上げます。

写真は、北大の学術交流会館での懇談会の模様。右手前から二人めが、在札幌ロシア総領事V.サープリン氏。マイクで問題打開を力説するのは能勢一之氏、右奥は司会の若山征志氏、その左が筆者。その後レストラン・エルムで会食。



環オホーツク海圏憲章(案)

われら日本国、ロシア連邦、その両国の自治体及び／または個人は、
環オホーツク海圏内及びその周辺地域の歴史が、長年にわたり異質のかつ未組織なものであったことを想起し、

しかしながら、将来は環オホーツク海圏の多様性、それらの文化及び伝統を相互に尊重し合い、圏内の諸民族、自治体、住民間の平和、友好、協力、連帯を深め、

基本的人権、人間の尊厳及び価値、男女及び大小各国の同権に関する信念を確認し、

正義と条約その他の国際法の源泉から生ずる義務の尊重を維持することができる条件を確立し、

並びに、このために、

まずは寛容を実行し、かつ善良な隣人として互いに平和に生活し、

オホーツク海を争いの荒波とするのではなく、それとはまったく逆に、光輝と繁栄の源となる平和、友好、協力関係、ダイナミックな戦略的互惠の精神、及びパートナーシップが支配する場に変革するため努力し、

この圏において、「力の支配」でなく、「法の支配」の樹立に寄与し、圏内の国際紛争をもっぱら平和的手段で解決し、

オホーツク海を平和地帯とすることにより、できるかぎり軍備縮小及び軍事費削減を実行して、その削減分を平和部門に転用し、

環オホーツク海圏の住民のための経済的及び社会的進歩に寄与し、それがその他の分野に平行的に好影響を与える諸政策を探究し、

この圏内の他の国際問題を審議し、必要であれば、われらが提案を関係者に送付し、

諸問題を早期に解決し、これらの目的を達成するため、われらの努力を結集して、この住民を物的にも精神的にも結びつける歴史的な環オホーツク海圏機構の創建を決定し、

わが機構が、これと類似の構成を有する他の一連の世界平和友好協力機構(WOPAC)と連帯関係の絆を強化することをきわめて重要であると認識し、

さらに第2段階からの発展に関しては、

中期的にわれらの機構が、より良く組織化され、それにともなって環オホーツク海圏もいっそうダイナミックに発展する構想を探究し、

核兵器をふくむ国家軍備の縮小撤廃されたオホーツク海、人びとが恐怖心なしに生活し、相互に理解し尊敬しあいながら、さらに共感・交歓できる美しい環オホーツク海圏を理念とし、

ついに、その果実としての信頼と繁栄、及び、かかる圏内で開花する平和の促進に貢献することを決定した。

われらは、ここに至って、この「環オホーツク海圏憲章」を締結するために、それぞれ全権委任状又は身分証明書を提示し、この憲章と一体の署名簿に署名した。

201?年?月?日、われらが約束した憲章は、下記の通りである。

第1部 総則

第1章 圏の定義、目的及び原則

第1条（圏の定義） 1 環オホーツク海圏（以下、圏）とは、オホーツク海、千島列島、カムチャッカ州、マガダン州、ハバロフスク地方、サハリン島及び北海道の全域をいう。

2 総会は、その他の地域をこの圏に編入することができる。

第2条（目的） 環オホーツク海圏機構（以下、機構）の目的は、次のとおりである。

- 1 圏内の平和及び安全の維持に寄与すること。そのために、圏内における平和に対する脅威の防止及び除去について探究し、日ロ両国、団体及び個人に提案すること。
- 2 法治オホーツク海圏の樹立及び紛争の平和的解決に寄与すること。そのために、平和的手段によって紛争を解決するように、日ロ両国、団体及び個人に提案すること。
- 3 人民の同権に基礎をおく友好関係の促進に寄与すること。そのため、適切な措置及び催事を日ロ両国、団体及び個人に提案すること。
- 4 圏内の経済及び生活水準の向上に寄与すること。このために、経済の補完関係、経済社会制度の改善などについて、日ロ両国、団体及び個人に提案すること。
- 5 教育、科学、文化、スポーツ、その他の分野で交流を促進すること。
- 6 以上の共通目的の達成に当たって、会員の行動を調整するための中心となること。

第3条（原則） 機構、日ロ両国及び他の会員は、第2条に掲げる目的を達成するに当たり、次の原則に従って行動しなければならない。

- 1 この機構は、日本国及びロシア連邦の主権平等の原則に基礎をおいている。
- 2 すべての会員は、この憲章上の義務を誠実に履行しなければならない。
- 3 会員は、会員間のみならず、圏内の紛争もすべて平和的手段により解決されるとの原則を遵守しなければならない。
- 4 日ロ両国は、その国際関係においては、武力による威嚇又は武力の行使をいかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも慎まなければならない。
- 5 この機構は、日ロ両国の国内管轄権内にある事項に干渉してならない。

第2章 会員の加入及び除名

第4条（加入） 1 会員の地位は、日本国、ロシア連邦、自治体、オホーツク連帯理事（以下、連帯理事）、公務員、およびこの憲章に掲げる義務を誠実に履行することができると思われる団体と個人に開放されている。

- 2 日ロの双方は、機構の主要機関に、原則として、それぞれ同数の成員を有する。
- 3 日ロいずれの国家も、加入にあたり総会の承認をえて、留保を提起できる。

第5条（個人） 1 個人会員は、準備会員、役職会員、一般会員からなる。

- 2 一般会員が多数になり、審議、投票または機構運営から不都合な状況が生じたとき、その日ロの役職会員を同数にして、その他の個人会員を準会員とすることができる。
- 3 一般会員は、各理事会が統括する各部のいずれかに所属しなければならない。

第3章 機関及び決定

第6条（主要機関） この機構の主要機関として、会長、総会、国家間理事会、宗教家理事会、連帯理事会、議員理事会、平和理事会、友好理事会、領土境界理事会、経済社会理事会、金融産業理事会、労働雇用理事会、厚生医療理事会、緊急支援理事会、通信運輸理事会、環境資源理事会、エネルギー理事会、教育科学文化理事会、報道情報理事会、観光ホテル理事会、スポーツ理事会、青年理事会、その他の理事会、北東アジア共同体裁判所及び事務局を設ける。

第7条（決定） 1 機構及びその会員の意思表示、総会、会議等は、インターネット、テレビジョン、e-メール、ファクス等でも、日常的に行うことができるものとする。

2 主要機関及び他の補助機関の決定は、別段の定めがないかぎり、出席した会員の過半数の賛成をもって決定する。主要機関の満場一致による決定は、会長の承認があれば、総会の審議なしに会員に送付又は公知することができる。

第8条（票数） 1 日口両国家、加盟自治体、連帯理事、団体、及び前2者の国家及び自治体が指名する公務員と個人（団体をふくむ）は、別段の定めがない限り、下記のような票数を有する。

- a. 日口両国家は、総会では5000票、その他の機関では1000票を有する。
- b. 自治体は、人口比により異なる票を有する。
 - i 人口が100万以上の自治体代議員は50票を有する；
 - ii 人口が10万以上から100万未満の自治体代議員は40票を有する；
 - iii 人口が1万から10万未満の自治体代議員は30票を有する；
 - iv 人口が1,000から10,000未満の自治体代議員は20票を有する；
 - v 人口が1,000未満の自治体代議員は10票を有する。
- c. 公選の連帯理事は、30票を有する。
- d. 日口両国家が指名する公務員は、20票を有する。
- e. 日口の自治体が指名する公務員は、10票を有する。
- f. 団体は、その成員の比較を考慮した下記のような投票権を有する。
 - i 10,000名以上の成員をもつ団体代議員は、7票を有する；
 - ii 10,000名以上の成員をもつ団体代議員は、7票を有する；
 - iii 100名から1,000未満の成員をもつ団体代議員は、4票を有する；
 - iv 10名から100名未満の成員をもつ団体代議員は、3票を有する；および
 - v 2名から9名までの成員をもつ団体代議員は、2票を有する。
- g. 一般会員は、1票の投票権を有する。

第9条（任期） 1 機関の構成員の任期は5年とし、各主要機関の次期の長は、原則として、前任者の国籍と異なる会員のなかから選出される。役員は、他の役職を兼任できる。

- 2 ある基点から4年以内に任務を開始した者は、つぎの基点で任期が終了する。
- 3 ある基点前の1年以内に任務を開始した者は、つぎの基点で任期が終了する。
- 4 別段の定めがないかぎり、会員は留任できるものとする。

第4章 始期の暫定的規則

第1節 憲章発効と暫定的機関

第10条（日口合同準備会議）1 機構は、始期の暫定期間においては、その創建に尽力した日口の各懇談会からなる最終合同会議の最終決定を考慮しなければならない。

2 この懇談会または合同準備会議の成員は、もし希望すれば、この機構の原会員に優先的になることができるものとする。

第11条（発効）1 の憲章は、次の場合に発効できるものとする。

- a. 日口両国が批准書を交換したとき、又はそのうち一国家が批准書を寄託し、それぞれ日口双方から2以上の自治体が会員になり、20名以上の個人が主要機関の役員に就任する意志を表明したとき、
- b. 日口双方から、それぞれ3以上の自治体が会員となり、それぞれ30以上個人が主要機関の役員に就任する意志を表明したとき、
- c. 日口双方から、それぞれ4以上の団体（その支部をふくむ）、自然人40名以上が主要機関の役員に就任する意志を表明したとき、または
- d. 日口から、それぞれ5以上の団体（その支部をふくむ）、自然人100名以上が原会員になり、そのうち30名が主要機関の役員に就任する意志を表明したとき。

第12条（憲章の準用）憲章発効後、ある主要機関が未成立で、また定数に達しなくとも、憲章を準用しつつ、会長は機構を発展させる第1次的責任を負うものとする。

第13条（始期の総会）1 始期の総会は、まず下記のように行われる。

- a. 発効時の第1回総会および第2回総会においては、会長、総会議長、理事長、理事、事務局長が、任期1年で選出されることができるものとする。
- b. 総会は、未加盟の国家、自治体、関係団体に機構に適時に加入するよう要望する。

2 第1回総会は札幌市で、第2回総会はユジノ・サハリンスクで開催される。

第14条（始期の会長）1 会長及び副会長は、憲章の細則を主要機関の各長に提示し、総会の過半数の賛成があれば、その採択後に時限細則を定めることができる。

2 会長は、機関の長と協議し、その成員を指名できるものとする。

3 次期会長は、前期会長の国籍と同一であってはならず、また第1副会長も会長の国籍と同一であってはならない。

第15条（理事会）1 国家が成員である国家間理事会、平和理事会、領土境界理事会、経済社会理事会、人権理事会、労働雇用理事会、通信運輸理事会、環境資源理事会、エネルギー理事会は、国家の未加盟の場合でも、それぞれ日口双方から各3名以上の理事で活動できる。

2 国家代表が成員でない連帯理事会、議員理事会、友好関係理事会、金融産業理事会、厚生医療理事会、緊急支援理事会、教育科学文化理事会、観光ホテル理事会、スポーツ理事会、青少年理事会等は、それぞれ日口双方から各3名以上の理事で活動できる。

第2節 連帯理事会と議員理事会

第16条（連帯理事会と議員理事会） 機構の始期において、連帯理事会の理事選挙は、議員理事会下の議員部の議員を優先して、その内外から日口同数の議員が選挙人になることができるものとする。被選挙人については、第38条を準用する。

第17条（選挙人） 1 連帯理事の選挙において、議員部の議員は、国会議員がそれぞれ2票、自治体の議会議員は1票を有する。選挙人名簿からみた日口間の票数の差異は、圏内の友好自治体の首長が、人口の多い順位で1票を有するものとして補完できる。

2 総会が判断するなら、北海道議会の全議員、その議員数に相当する圏内ロシア側の議員も、被選挙人になることができる。

第18条（連帯理事会の任務の代行） 1 議員理事会は、連帯理事会が未成立のあいだに、第40条に定められている任務を代行することができるものとする。

2 元議員と議員立候補者であった者も、議員部の成員になることができる。

第19条（各理事会所属の議員） 始期の暫定的期間において、いまだ連帯理事が選出されないあいだは、議員が議員理事会と連帯理事会の理事を兼任できるものとする。

第20条（始期の終了と国家の加入） 1 第4章の始期の暫定的な特例規定は、総会の決定によって、部分的または全面的に廃止することができる。

2 国家が機構に加入するときは、その国家の意志にそい、またはそれにかかわらず、本憲章の部分的改正の当否を審議ため、検討会議を開催しなければならない。

3 つぎの第5章以下が、本格的機構の形態として規定されている。

第2部 会長

第5章 会長

第21条（選挙） 1 会長選挙のさい、すべての会員は会長候補になることができる。

2 会長選挙のさい、会員の種類によって、第8条で定められているように、会員は異なる投票数を有する。選挙の細則は、総会が決定する。

3 第1副会長と副会長は、異なる国籍の連帯理事の中から任命され、会長から要請があるときにのみ会長を補佐するものとする。

第22条（主要任務） 1 会長の主要任務は、機構を代表すること；重要人物を接受すること；第1副会長、副会長、会長補佐、及び細則により、役員を任命すること；事務を関係部署に割当て、その業務を監督すること；条約案、規程案、規則案、細則案、提案、及び他の重要文書の案を作成するよう関係機関に要請すること；機構の事業について、総会に年次報告を行うことである。

2 会長は会長声明を公表でき、緊急事態の発生のさい、又は複数の紛争の継続中に、会長の発意によって、すみやかに緊急声明を発表するよう主要機関の長に要請できる。

第3部 総会

第6章 総会

第23条（構成） 1 総会は、日本国、ロシア連邦、加盟自治体、連帯理事及び前2者が指名する公務員と個人（法人をふくむ）によって構成される。

第24条（任務） 1 総会の主要任務には、第2条が定める目的に付随する任務として、とりわけ、次の事項を含むものとする。

- a. この圏にかかわる積極的平和の道を探究し、関係者に提案する。
- b. この圏に関する国際的性格の公的及び私的紛争について調停者になる。
- c. 圏内の国際関係の条約素案を検討し、日ロ両国及び他の会員に提示する。
- d. 圏内の同一分野の交流を組織的かつ効率的に促進する。
- e. 各理事会、他の機関から報告を受け、これを審議する。
- f. 機構の予算を審議し決定する。

2 機構の経費は、原則として、日ロ両国及び自治体が負担する。総会が、他の会員の会費を決定する。

3 総会は、この憲章の範囲内にある問題、機関の権限と任務に関する事項を討議し、このような問題又は事項について、日ロ両国と他の会員に提案することができる。

第25条（決定及び重要問題） 1 手続事項及び機構による調停以外は、総会の決定は、日ロ両国の賛成投票をふくみ過半数の賛成をもって採択される。ただし、重要問題に関する総会の決定は、日ロ両国の賛成投票をふくみ、出席し且つ投票する会員の3分の2の多数票によって行われる。

2 前条の重要問題に含まれるのは、機構からの除名；理事会の成員と事務局長の選挙；圏内の国際関係の条約素案の作成及び日ロ両国家への提示；総会が調停者となる決定；平和理事会の決定の再審議；予算の問題及び決算の承認；憲章の改正；総会が追加する他の事項である。

第26条（平和問題） 1 総会は、環オホーツク海圏の平和及び安全の維持についての協力の一般原則を、軍備縮小と軍備規制を律する原則も含めて審議し、このような原則に関し日ロ両国、団体及び個人に提案することができる。

2 総会は、環オホーツク海圏の平和及び安全を危うくする恐れのある事態について、平和理事会の注意をうながすことができる。

3 平和理事会が、憲章によって与えられた任務を圏内の国際紛争又は事態について遂行しているあいだ、総会は、同理事会が要請しない限り、この紛争又は事態に関して、いかなる提案もしてならない。

第27条（議長） 1 議長は、総会により、連帯理事の中から選出されるものとする。

2 議長の主要任務は、総会の議長となり、この総会を代表し、重要人物を接受し、諸国の首脳または関係者と対話を行うことである。

3 圏の重大な対外又は対内の国際関係について、議長声明を発表することができる。

第4部 理事会

第7章 国家間理事会

第28条（総会との諸関係） 1 手続事項及び機構による調停以外は、国家間理事会は、その同意なく総会の決定に拘束されることはないものとする。

2 憲章の範囲内の事項について、日口首脳間または政府間に合意がある場合には、それを総会は尊重しなければならない。

3 この機構の優先課題を決定するさい、この理事会と他の理事会の要望が競合する場合には、国家間理事会の要望が優先するものとする。

4 日口両国家は、必要なら、国家代表が成員でない理事会、その他の機関に投票権なしにいつでも出席することができるものとする。

第29条（構成） 1 国家間理事会は、日本国総理大臣、ロシア連邦大統領、閣僚会議の日本側代表とロシア側代表それぞれ1名、この理事会下の委員会の日本側代表とロシア側代表それぞれ1名からなる。

2 この機構の会長及び事務総長は、この理事会に出席することができる。ただし、会長と事務総長は投票権を有しないものとする。

3 議長国は、日本国総理大臣とロシア連邦大統領の合意によって、必要におうじて国家間理事会を開催する。日本国とロシア連邦は、交互に議長国となる。

4 国家間理事会、同理事会内の日口首脳会議、閣僚会議及び常設委員会は、すべてコンセンサスによって決定される。

第30条（原則と任務） 理事会の主要任務は、第2条が定める目的に付随する任務として、次の事項を含むものとする。

- a. 周辺諸国及び世界共通の利益を害せず、両国間の平和、友好及び協力関係を促進しようとする精神を共有して、まずは合意できるものを優先することを原則とする。
- b. 憲章の範囲内の問題、機関の権限及び任務に関する事項を討議し、このような問題又は事項について、日口両国、この機構の機関及び会員に提案することができる。この提案が、他の機関の提案と競合するとき、その両提案について総会が決定する。
- c. この憲章の範囲内にある事項について、日口両国家、両政府または官庁を法的に拘束する条約案及びその他の文書案を策定することができる。このような諸文書の作成過程においては、交渉は非公開で行うことができるものとする。ただし、調印された文書は、総会に報告されなければならない。

第31条（首脳会議） 両首脳は、過去の事実の議論よりは、将来計画の立案と合意達成に努力し、両国及び両国民に希望と活力を与えるよう努力する。

第32条（閣僚会議） 日口外務相会議、日口財務相会議は常設とし、その他の閣僚会議は、必要におうじて設ける。閣僚会議の主要任務は、機構内外の関係を調整することである。

第33条（委員会） 各閣僚会議のもとに、その決定執行に責任を有する委員会を設置する。

第8章 宗教理事会

第34条（構成）1 宗教家理事会は、圏内の日ロ双方側から各宗教を代表する5名の宗教家、計30名で構成される。

2 一国の圏内で4以下の宗教団体および宗派が会員であるときは、同一の宗教から複数の宗教家が理事会の会員になることができるものとする。

3 理事会は、信者と関係者が参加する宗教部を組織する。

第35条（任務） 宗教理事会は、全人類の立場にたつて、下記の主要任務を有する。

- a. 日ロ両国ならびに圏内の住民が、相互に理解し尊敬し、さらに共感・交歓できる環オホーツク海圏を発展させるうえで、とくに精神面において寄与する。
- b. 環オホーツク海圏内で、人びとが不幸、惨事、苦痛、悲哀で苦しんでいるときは、できる範囲内で、そのような人々を物心両面から支える措置をとる。
- c. この機構会員が、できるだけ一致協力して環オホーツク海圏を発展させることができるように、会員を精神的に支え鼓舞し、その活力と喜びの源となる。
- d. 圏内の宗教家交流を促進し、教義上の共通原則について、たがいに理解を深めることができるような研究会やその他の措置を策定する。

第9章 連帯理事会

第36条（目的及び圏単一大選挙区）1 この機構が、国益だけでなく、圏それ自体の公的な利益も代表することができるようにするため、連帯理事の選挙について初段階においては、環オホーツク海圏の単一大選挙区制度を採用する。

2 この機構成立の10年後、中選挙区制と小選挙区制をも検討することができる。ただし、いずれの制度にも国際的な要素が導入されていなければならない。

第37条（選挙人）1 選挙人は、日ロ両国から各20名の国会議員、80名の自治体議会の議員とする。この選挙人は、日ロ両国内の各政党別及び無所属の議員数の比例に基づいて配分される。

2 秘密投票が十分確保される場合、その制度を採用できる。ただし、その保障が疑わしい場合には、誰が誰に投票したかが分かる公開投票を行うことができる。

第38条（被選挙人）1 日ロ両国から50名の連帯理事が選出される。立候補者には、圏内の23歳以上の市民になることができる。ただし、青年理事会に配属されることを希望する候補者には、20歳以上の市民になることができるものとする。

2 連帯理事の立候補は、とりわけ、次の要件を満たしていなければならない。

- a. 自国民3名、他方の国の国民の中から各1名以上の推薦があること。
- b. 選挙日の4か月前から、立候補者としての政見を圏内諸政党に表明していること。
- c. 機構のホームページで、可能な限り、圏内諸政党からの質問に回答すること。

3 選挙は圏内で同時に行われ、獲得投票数の多い上位30名が各日ロ両国から選出される。自己の任務を果たさない連帯理事は、除名することができる。

第39条（構成） 1 連帯理事会は、日口両国からそれぞれ連帯理事25名、計50名で構成される。

2 連帯理事は、同時に2つの理事を兼任することができる。

3 理事長は再選されず、次回選挙では、前理事長の国籍と異なる会員が理事長候補となることができる。副理事長は、理事長と同一の国籍であってはならない。

第40条（任務） 理事会は、圏全体の共通利益を代表しつつ、とりわけ、下記の主要任務を有する。

a. 圏全体の共通利益を探究し、その結果について総会に報告又は提案する。

b. 圏内の国際問題に関して、総会がその意志を決定できない場合、連帯理事会が、その4分の3以上の多数決で、総会での再審議を要請できるものとする。

c. 圏内外の議員間の交流及び相互理解、並びに圏内外のNGOとの交流を促進する。

d. 機構が中長期的に、より良く組織化され、それにともない環オホーツク海圏がいつそうダイナミックに発展する構想を探究し、それを総会に報告する。

e. 会長の同意をえ、日口両国家、圏内の住民と諸団体間の連帯だけでなく、圏外の国際組織、とくにこの機構と同類の他の機構との連帯関係を強化する。

第10章 議員理事会

第41条（選挙） 議員理事会の理事に立候補する議員は、理事選挙以前に、自己の推薦者を相手国の市民からのものを含めて公表し、自己の政見を機構のホームページで公開しておかなければならない。

第42条（構成） 議員理事会は、会員の議員のなかから日口同数で選出される8名、及びそれぞれ日口連帯理事のなかから選出される2名、総計20名で構成される。

第43条（任務） 議員理事会は、自国、自己の自治体の利益だけでなく、他者の利益をも考慮しつつ、下記の主要任務を有する。

a. 圏内の議員間の交流と相互理解を促進し、議員部外の議員にも交流を呼びかける。

b. 圏内の政治的分野の協力関係を促進し、他の分野の圏内協力関係を支援する。

c. 関係団体と住民の要望を受理し、会長とともに、その調整措置を検討する。

d. 連帯理事の選挙のさい、議員部のなかから、5名の連帯理事候補者を推挙する。

e. 必要なら、理事会の決定を関係者に送付する。

第44条（議員部） 1 議員理事会のもとに、日口のすべての会員議員からなる議員部をもうける。この議員部の成員には、元議員と議員志願者もなることができるものとする。

2 議員部の意志は、日口両議員団の同数の代表者が合意したとき形成される。

3 議員部内に、機構の各主要機関に関係する各種委員会を設置することができる。委員は、オブザーバーの資格として、主要機関に出席することができ、主要機関の長から意見を求められたときのみ、それを表明できるものとする。

第11章 平和理事会

第45条（構成）平和理事会は、それぞれ日ロ両国から国家代表1名、公務員1名、連帯理事2名、民間人1名、総計10名で構成される。

第46条（主要任務）理事会は、下記の任務を有する。

- a. 共同体内の人的および経済的資源を軍備のために転用されることを最も少なくし環オホーツク海圏の平和および安全の維持を促進する目的で、軍備規制の方式を確立するため、日ロ両国に提出すべき計画を作成することができる。
- b. 日本国、ロシア連邦及び他の関係者が、平和地帯に関する規則を遵守しているかを調査規程に従って調査する。
- c. この規則に反する恐れのある事実に関して、理事会で判断できないときに、その問題を「環オホーツク海圏裁判所規程」で定められている日ロ事実調査委員会に付託できる。
- d. 平和地帯に関する年次報告を作成する。
- e. 積極的平和を促進するため、係争地が平和地帯になる意義を含めて平和教育を促進し、とくにアジア諸国へ平和地帯化に関する情報を提供し、諸民族間及び諸国間の平和に関するさまざまな催事を促進する。

第47条（平和地帯）1 オホーツク海を平和地帯とする。

2 日ロ両国は、次のような行動をこの平和地帯で慎まなければならない。

- a. オホーツク海圏内の相手地域にたいする先制攻撃もありうるとの言明又は示唆。
- b. ミサイル兵器の相手締約国内の目的を標的とするセット。
- c. 無防備宣言自治体にたいする軍事行動。
- d. 日ロ両国が合意に達した場合に、軍事基地の新設、対GNP軍事費率及び軍事要員の増加、別表と地図が示す海域での軍事演習。但し、潜水艦を含む艦船及び軍人のたんなる通過は妨げられない。

3 日ロ両国は、上記以外の諸問題でも、環オホーツク海圏を平和にするよう努力しなければならない。

第48条（平和的解決の義務）1 日ロ両国は、いかなる紛争でも、その継続が環オホーツク海圏の平和、安全及び友好関係の維持を危うくする恐れのあるものについては、早期に平和的手段による解決を求めなければならない。

2 紛争当事者は、まず第1に、交渉によって紛争を解決するよう努力しなければならない。紛争の発生から20年以内に交渉で紛争を解決できなければ、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、その他当事者がえらぶ平和的手段をも利用する解決方法も考慮に入れるものとする。

3 圏内の国際的な性格の法律的紛争で、その紛争が発生してから50年以内に解決できないものは、紛争当事者により、原則として、環オホーツク海圏裁判所又は国際司法裁判所、又は当事者が設置する裁判所に付託されなければならない。

第12章 友好関係理事会

第49条（目的） 友好関係理事会の大きな目的は、主として、圏内の自治体、民間団体、一般人の平和友好関係を促進することである。

第50条（構成） 1 友好関係理事会は、日ロ両国から、それぞれ自治体代表5名、連帯理事2名、民間代表3名、計20名で構成される。

2 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の姉妹団体は、臨時的に理事会の成員となることができる。

3 理事長は、自治体代表又は連帯理事の中から選出されるものとする。

第51条（主要任務） 理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

a. 圏内の友好団体が、さらにその諸関係を強化し、包括的な友好自治体連盟、友好大学連盟、友好民間団体連盟、友好学校連盟、その他の友好団体連盟の結成を促進する。

b. 圏内の団体で、まだ国際的友好関係を結んでいないものに関し、そのような関係設定が有益であるとみえる場合、そのような連携設定に助力する。

c. 自治体及び他の友好団体関係の議案を審議し、その結果を総会に提示する。

d. 環オホーツク海圏の5年ごとに行うことが可能な平和友好文化祭を立案する。

e. 友好関係に関する情報を交換するセンターとなり、総会に年次報告を提出する。

f. 平和理事会と協議しつつ、これらの自治体が、みずから平和宣言自治体になる決議を採択する道を探究する。

g. 相手国の言語及び文化を学習する課程を、姉妹都市内の少なくとも1校で、正課又は課外活動として、導入する方策を促進する。

h. インターネット、テレモスト、その他の最新の情報手段を駆使し、各姉妹団体間の相互理解を促進する。

第52条（友好自治体連盟） 1 友好自治体連盟は、特に経済社会理事会、金融商業工業理事会、労働雇用理事会、厚生医療理事会、通信運輸理事会、環境資源理事会、エネルギー理事会、教育科学文化理事会、観光ホテル理事会、スポーツ理事会、青年理事会と連携しつつ、各自治体の発展の発展に寄与しなければならない。

2 友好関係理事会は、東北アジア地域自治体連合（NEAR）、その他の自治体連合とも友好関係を維持する。

第53条（文化会館） 1 日本政府は、自らも出資して、日本側及びロシア側の出資比率にかかわらず、ロシア側の姉妹自治体が管理運営できる日ロ会館が、圏内のロシア側姉妹自治体に建設されることを促進する。

2 ロシア側の姉妹自治体が、日本側による会館の管理運営を希望し、日本側自治体が同意したとき、その日本側自治体又はその指定する日本側の団体が、日ロ会館を管理及び運営できる。

3 この第1項と第2項は、在日ロ日会館の建設について準用する。

第13章 領土境界理事会

第54条(原則) 1 領土境界理事会は、圏内の領土境界紛争に関して、紛争当事者が双方とも等しく満足するような解決方法を見出すよう努力しなければならない。

2 領土境界問題は、国家の尊厳と民族感情に触れるため、国家代表のみならず、その他の会員も、過激な感情的言辞をさしひかえなければならない。

3 係争地の帰属については、紛争発生前の事実を重視し、紛争発生後は係争国の合意を重視するものとする。

4 理事会は、圏内の領土及び境界の画定又は帰属について、法的結論を差し控えなければならない、法的判断をなすのは国際裁判所であるという原則を維持する。

第55条(構成) 1 理事会は、日口両国から、それぞれ国家代表1名、連帯理事6名、国家公務員1名、地方公務員1名、国際法学者2名、計22名で構成される。

2 所与の事件について、理事会の承認がある場合には、利害関係者は、投票権なしで理事会において発言できるものとする。

第56条(任務) 1 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. この圏内の明確な合意のある国境と境界、そうでない地域と海域を調査する。
- b. 領土境界の紛争当事者の主張、その証拠、その全文又は要約の英文を準備する。
- c. 総会が要請する場合に、圏内の領土境界関係の一般条約草案を総会に提示する。
- d. 紛争当事者の合意がある場合、その領土境界紛争について調停者になることができる。総会の要請による調停活動は、第57-58条によらなければならない。

2 理事会は、下記のような周旋、仲介、狭義の調停を採用できる。

- a. 周旋者は、紛争の核心にかかわる具体的提案を行なわないものとする。
- b. 仲介者は、周旋のときより多少とも具体的な提案を行なう。
- c. 調停者は、政策的面だけでなく、法律面を加味して調停案を提示できる。

第57条(調停委員会の構成と任務) 1 調停委員会は、理事会が指名するこの機構内外日口同数の委員、及びこれら委員がえらぶ委員長によって構成される。委員が委員長を選選出できないときは、会長の指名する機構内外の者が委員長になるものとする。

2 調停委員会の主要任務は、つぎの通りである。

- a. 紛争当事国の主張を併記し、法的事実をできる範囲で明らかにする。
- b. 法的事実に適用される国際法の原則、規則、学説及び判例を明らかにする。但し、これらを調停案に明記することは義務的でない。
- c. 関連要素を考慮した場合に、いくつかの選択肢、及び最善と判断される解決方法を係争当事者に提示する。

第58条(調停案) 1 調停案を受諾しない加盟国は、詳しい理由を理事会に提出しなければならない。機構は、そのような行為を非友好的なものとして扱ってはならない。

2 この紛争の国際裁判による解決については、第5部のほか、この憲章と一体をなしている環オホーツク海裁判所規程が定める。

第14章 経済社会理事会

第59条（構成）経済社会理事会は、日口両国からそれぞれ国家代表1名、連帯理事2名、国家公務員1名、民間人4名、総計14名で構成される。

第60条（主要任務）理事会の主要任務は、主に公法分野にあり、以下のとおりである。

- a. 圏内の国際分野におけるダイナミックな日口間の経済社会的協力を探究する。
- b. 機構の年間及び5か年間の経済的社会的計画を立案し、総会に同計画を提示する。
- c. 圏の経済社会に関する報告を作成し、機構の年間予算と決算案を総会に提出する。
- d. 圏の富源開発、輸送及び販売の全体像を把握し、共同体が関係する事項を立案する。
- e. 圏のハイテク移転とインフラ整備の全体像を把握し、それに関する事項を立案する。
- f. 圏内の疾病、経済格差、福祉などの諸問題の解決を促進する。
- g. 経済的社会的発展に資する国際大会の組織を立案する。
- h. 経済的社会的関係に関し条約案を作成し、民間人と協定を締結することができる。

第15章 金融産業理事会

第61条（構成）金融産業理事会は、日口両国から、それぞれ連帯理事1名、民間人9名、で構成される。理事会は、そのもとに圏企業家連合を組織する。

第62条（任務）理事会の主要任務は、主に私法分野にあり、以下のとおりである。

- a. より良い平和な環オホーツク海圏の経済発展に奉仕する金融と産業を奨励する。
- b. より良い環オホーツク海圏の発展のため、圏内金融産業の世界的連携を促進する。
- c. 圏内の諸企業の国際的な業務提携、支社と合弁企業設立を探究し、それを提案する。
- d. 機構と協力する商業企業を育成し、それに情報を提供し、商談の設定に協力する。
- e. 理事会が経営する、又は経営に参加する企業形態を探究し、同企業を発展させる。

第16章 人権理事会

第63条（構成）人権理事会は、日口両国からそれぞれ国家代表が1名、連帯理事2名、民間人4名、総計14名で構成される。

第64条（原則と任務）1 理事会は、下記の原則に立脚しなければならない。

- a. 国連憲章の人権関係の原則を尊重し、環オホーツク海圏に適切な制度を利用する。
- b. 環オホーツク海圏の特殊性並びにその歴史的、文化的、及び宗教的背景を考慮する。
- c. 圏内の国際的人権事項を扱い、同国人のどうしの人権問題は当該国の管轄とする。

2 理事会は、下記の主要任務を有する。

- a. 人権教育、助言サービス、技術的援助の提供を促進する。
- b. 人権のテーマ別の事項について、対話のためのフォーラムとなる。
- c. この圏にかかわる人権の促進と保護にかんして提案する。
- d. 人権侵害の防止に貢献し、できるだけ速やかに人権にかかわる緊急事態に対応する。
- e. この圏にかかわる人権不服制度を探究する。

第17条 労働雇用理事会

第65条（構成）労働雇用理事会は、日口両国からそれぞれ国家代表1名、連帯理事2名、使用者側の民間人2名、労働者側の民間人3名、計16名で構成される。

第66条（任務）理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. より人道的な労働条件が圏内で採用される方策を日口両国と関係者に提案する。
- b. 失業がないような圏の樹立をめざし、それについて日口両国と関係者に提案する。
- c. 日口両国間において、外国人労働者の受入は、できるだけ相互的な基礎で行う。

第18章 厚生医療理事会

第67条（構成）厚生医療理事会は、日口両国から、それぞれ連帯理事1名、国家公務員1名、民間人3名、計10名で構成される。理事会のもとに、厚生医療部をもうける。

第68条（任務）理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 国際協力のために、福利厚生と医療に関する圏内の基本的な状況を調査する。
- b. より人道的な厚生医療条件が圏内で採用される方策を加盟国と関係者に提案する。
- c. 厚生医療分野における国際的研修を促進する。

第69条（日口両国の義務）日口両国は、厚生医療にかかわる者の入国、器具とその他の物資の移転に関して、特別な優遇に配慮をしなければならない。

第19章 緊急支援理事会

第70条（構成）緊急支援理事会は、日口両国からそれぞれ国家代表1名、連帯理事1名、国家公務員1名、地方公務員1名、民間人11名、計30名からなる。

第71条（任務）緊急支援理事会は、下記の重要な主要任務を有する。

- a. 大惨事が生ずる以前の調整機関または調整者（コーディネイター）を想定して、それが不足している場合には、それらを養成する方策を機構内外の関係者に提案する。
- b. ありうる大惨事について、詳細なシミュレーションを想定し、専門家のコメントを加えて、環オホーツク圏内における大災害時の予防的措置を公開しておく。
- c. 大惨事中、会員、とくに加盟自治体が、つぎの第72条2項にしたがって、圏内の被災自治体または個人に迅速な支援を行う大惨事対策本部を設置する。

第72条（加盟国の義務）1 故故意または過失によって、民間人または自治体が起こした大惨事が相手国に損害をあたえたさい、その民間または自治体が補償できない部分は、その加害者の国家が代位責任を負うものとする。

2 日口両国のいずれも、自国と加盟自治体が事前に合意していた国際支援の準備、とくに外国の専門家、船、航空機、特殊機器の受け入れを迅速に認めなければならない。

第20章 通信運輸理事会

第73条（構成）理事会は、日ロ両国から、それぞれ国家代表1名、連帯理事1名、公務員1名、民間人3名、計12名で構成される。

第74条（主要任務）理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 圏内の国際的運輸の調和的發展を計る。
- b. インターネットを駆使して、圏内の通信運輸の現状を総合的に公開する。
- c. 圏内の安全な物流の組織化を調査し、その情報を会員に提供する。
- d. 圏内の通信運輸を円滑に發展させるための協定案を作成し、総会に提出する。
- e. 稚内サハリン間トンネルの敷設の関係情報を収集し、その可能性を検討する。
- f. 間宮海峡海底トンネル敷設の可能性をも探究し、その経済的効果を研究する。

第21章 環境資源理事会

第75条（構成）環境資源理事会は、日ロ両国から、それぞれ国家代表が1名、連帯理事2名、公務員1名、民間人1名、総計10名で構成される。

第76条（任務）環境資源理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 圏内の環境と資源の関連条約、その現状、将来の予想、その防止対策を検討する。
- b. 総会に提示すべき議題を決定し、そのための具体案を作成する。
- c. 環境と資源保護団体の国際的、国内的、および地域的活動の協力関係を促進する。
- d. 環境と資源保護と改善に努力する企業及び個人のために、環境基金を創設する。
- e. 圏内での汚染、その他の環境上の損害の被害者に対する責任及び補償について、必要なら、理事会の意見を当事者に提示することができる。

第77条（半閉鎖海）海洋法に関する国連条約の締約国である日本国及びロシア連邦は、この条約第123条に従い、オホーツク海を半閉鎖海と宣言する。但し、ここで可能な限り、日ロ両国は諸国の漁民の既得権を衡平に考慮しなければならない。

第22章 エネルギー理事会

第78条（構成）エネルギー理事会は、日ロ両国から、それぞれ国家代表が1名、連帯理事2名、公務員1名、民間人1名、計10名で構成される。

第79条（主要任務）理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 化石資源（石炭、石油、天然ガスなど）の適正な使用を検討し、総会に提議する。
- b. 再生可能エネルギー（風力、水力、地熱、太陽エネルギー、海洋エネルギー、バイオマスなど）の開発の圏内における協力関係を推進し、総会に提議する。
- c. とくに道内とサハリン内のエネルギー関係者間の協力関係の強化を支援する。
- d. 圏内のエネルギーについて、協定案を作成し、それを総会に提出する。
- e. 圏内のエネルギーに関する年次報告を作成する。

第23章 教育科学文化理事会

第80条(構成) 1 教育科学文化理事会は、日ロ双方から、それぞれ連帯理事が1名、公務員1名、民間人8名、計20名で構成され、そこにいくつかの部を設ける。

2 この民間人各8名のもとに、それぞれ自国の5名の副理事をおく。

第81条(部の主要任務) 1 教育部は、学校教育と生涯学習において、圏内の相互理解、生徒と学生の留学を促進し、専門化養成のため幼少時からの一貫教育を策定する。

2 科学部は、どの科学のどの分野が圏の発展に効果的かを研究し、その中で実用化できるものは、その開発を提案する。

3 文化部は、圏の発展のため、何が文学、演劇、映画、音楽、絵画などの各分野のなかで効果的かを研究し、その計画を提案し、同時に奨励する。

4 法学部は、国際法、平和学、国際政治学、国際行政学などの研究を奨励し、この機構に関係する専門家を養成する。

5 生活部は、消費者保護、生活環境改善、ボランティア活動を促進し、親睦のため囲碁、チェス、茶道、ロシア料理クラブなど大衆的な場の設定を促進する。

第24章 報道情報理事会

第82条(構成) 1 報道理事会は、圏に関する完全中立かつ公正な報道を主目的とし、日ロ両国から、それぞれ連帯理事5名、民間人5名、計20名からなる。

2 理事会のもとに、環オホーツク海圏テレビ協会、環オホーツク新聞協会をおく。

第83条(主要任務) 1 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 圏内外の客観的、中立的かつ公正な報道の確立に寄与しなければならない。
- b. そのため、圏単一の公正な報道機構の設立を立案し、その運営と管理に参与する。
- c. 理事会の刊行物を発行し、機構のホームページを作成・更新する。

2 報道関係の会員は、その可能な範囲で、前項が定めている公正な報道機構の設立、運営及び管理に協力しなければならない。

第25章 観光ホテル理事会

第84条(構成) 1 観光ホテル理事会は、日ロ両国から、それぞれ連帯理事1名、公務員1名、民間人5名、計14名で構成される。

2 この理事会のもとに、環オホーツク海圏観光協会、環オホーツクホテル宿泊協会を設置する。

第85条(任務) 理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 圏内の国際観光が、住民に有益で、相互理解に役立つような方策を検討する。
- b. 圏内の国際観光が、旅行者の志向にそって、より多様になる企画を支援する。
- c. 圏内の観光協会、ホテル及び宿泊施設の情報を集積し、その組織化に寄与する。
- d. 圏内の大惨事発生の際には、被災者に特別な考慮をあらわなければならない。

第26章 スポーツ理事会

第86条（構成）理事会は、日口両国側から、それぞれ連帯理事が1名、学生代表5名、民間人5名、計22名で構成され、そこにいくつかの部を設ける。

第87条（任務）1 理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 平和の祭典となるような全圏レベルで行うスポーツ大会の企画を支援する。
 - b. 圏内の人がとが、スポーツを通して親善交歓できる場の企画を奨励する。
 - c. 圏内における国際親善用の新種目を考案し、その指導者の育成に努力する。
 - d. とりわけ、冬季スポーツの振興に努力する。
- 2 理事会傘下のスポーツは、国威発揚の場でなく、また勝敗を重視するのではなく、親善を旨とし、団体または個人の努力を表彰する。国歌の演奏は行わない。

第27章 青少年理事会

第88条（構成）青少年理事会は、日口両国から、それぞれ、連帯理事1名、公務員2名、民間人7名、計20名で構成され、その機関として、12歳から29歳までの会員からなる青少年部をおく。

第89条（任務）理事会の主要任務は、つぎのとおりである。

- a. 青少年部の全圏的な組織化、国別支部および地域別の組織化を推進する。
- b. 青少年部が、学生と生徒との良好かつ未来志向の関係を結ぶことを奨励する。
- c. 圏内の少年少女のための平和教育基金の創設と運用の活動を積極的に行う。
- d. 国際および国内での平和文化祭を開催し、インターネット交流をも促進する。

第5部 環オホーツク海圏裁判所

第28章 環オホーツク海圏裁判所

第90条（裁判所規程）1 環オホーツク海圏裁判所は、事件が環オホーツク海圏に関係するなら、圏内だけでなく圏外の住民その他の法的主体のためにも開放される。

- 2 環オホーツク海圏裁判所は、環オホーツク海圏裁判所規程にしたがって任務を行う。
- 3 この機構の当事国と役員は、環オホーツク海圏裁判所規程の当事者となる。但し、総会が決定する条件で、日口両国は規程の当事者となることができるものとする。

第91条（他の裁判所への付託）会員は、その相互間の紛争解決をすでに存在し又は将来締結する協定によって他の裁判所に付託することができる。

第92条（勧告意見及び参考意見）1 この機構の各主要機関は、国際的性格を有する法律問題について、裁判所の判決または勧告意見を求めることができる。

- 2 規程にしたがって、いかなる正会員も、法的拘束力がない参考意見を環オホーツク海圏裁判所に一方的に求めることができる。これは諮問者だけに回答される。

第6部 事務局

第29章 事務局

第93条（構成）事務局は、一人の事務局長とこの体機構が必要とする職員からなる。事務総長は、これらの機関から委託される他の任務を遂行する。

第94条（影響行使の禁止）1 日ロ両国及び他の会員は、事務総長と職員の責任のもっぱら国際的性質を尊重すること、並びにこれらの者が責任を果たすに当たって、これらの者を左右しようとしなことを約束する。

2 職員は、総会が設ける規則にしたがって、事務総長が任命する。

第6部 グローバルな協力と連帯

第95条（国際協力）この機構は、日ロ両国、国際連合、国際組織、NGO、及び世界平和と友好協力の面で類似の他の一連の国際機構 WOPAC と協力関係を維持する。

第96条（WOPAC 間の連帯）この機構は、世界平和を強化し、諸民族の友好と協力を促進するため、他の WOPAC と下記のような有機的関係を維持しなければならない。

- a. これらの機構は、つねに平和的、友好的かつ協力的な関係を強化しなければならない。同時に他の地域的機構にたいしても、そのような関係を維持しなければならない。
- b. 環オホーツク海圏機構は、できるだけ他の WOPAC と類似の目的と機関を維持して、連携をとりやすくすると同時に、他の WOPAC 機構の経験をも考慮する。

第31章 最終規定

第97条（憲章の優先）日ロ両国のこの憲章に基づく義務が、その国内法の義務に抵触するときは、この憲章に基づく義務が優先する。

第98条（法律上の能力）この機構は、日ロ両国との協定に基づき、その任務の遂行及びその目的達成のため必要な法律上の能力、特権並びに免除を加盟国の領域で享有する。

第99条（無期限延長）1 この憲章発効の25年後、憲章が無期限に効力を有するか、又は追加の一定期間延長されるかを決定するために、その再検討会議を開催する。その決定は、会員の過半数の票による決議で行う。

2 各締約国は、この憲章の対象である事項に関連する異常な事態が、自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、この条約から脱退することができる。

第100条（所在地と正文）1 総会が、この機構本部の所在地を決定する。総会は、25年毎に本部又は支部の所在地を再検討することができるものとする。

2 この機構においては、日本語及びロシアをひとしく正文とする。2つの正文間の意味の相違は、共通語の英文を考慮しつつ、調和的に解釈して適用しなければならない。

環オホーツク海圏裁判所規程

環オホーツク海圏裁判所規程が、環オホーツク海圏機構憲章に付属するものとして提示する。この裁判所は、それに事実調査委員会が関係していることに一大特徴がある。この案では、第1部が「環オホーツク海圏事実調査委員会」、第2部が「環オホーツク海圏裁判所」であり、その第1次私案は、下記のとおりであるが、厳格な規定が求められる文書としては、簡略すぎるので、第2次案では詳細な諸条項を考えたい。現段階の要点は、下記の通りである。

環オホーツク海圏裁判所規程（案）

われら環オホーツク海圏機構憲章の締約当事者は、

圏内の紛争を平和的に解決し、力でなく、法の支配する環オホーツク海圏の法治共同体の発展に寄与し、

圏内の住民が平和に、かつ友好的に共生できるようにする組織を創建し、それを発展させる目的のため、

環オホーツク海圏機構憲章をつらぬいている精神に基づき、

20??年?月?日、事実調査委員会と法廷からなる環オホーツク海圏裁判所の規程を採択した。

第1部 環オホーツク海圏事実調査委員会

第1条（地位） 環オホーツク海圏事実調査委員会（以下、委員会）は、環オホーツク海圏裁判所に付属する常設機関とする。委員会は日ロ両国のいかなる機関からも独立し、その成員は、もっぱら自己の良心にしたがひ、事実審査の目的ため行動しなければならない。

第2条（構成） 1 日ロ両国政府が、委員3名を指名し、これらの委員が第7の成員の委員長を選ぶ。委員長には、第3国の国籍の者も指名されることができる。

2 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、委員会の構成はそれによる。

第3条（審査事項） 委員会は、下記のような圏内の国際的事項について、その事実のみを審査することができる。

- a. 日ロ両国家間の事件、日本国とロシア国民間の事件、ロシア連邦と日本人間の事件、日ロ両国の国民間の事件。但し、民間だけの国際的事件の審査については、裁判所規則によって制限される。
- b. 日ロ両国間の係争地内又はその周辺で生ずる密漁、越境、衝突、逃走などの事件。
- c. 日ロ両国間の諸条約上の権利義務関係にかかわる事件。
- d. 付属書が定める圏内の巨大プロジェクトに関する事件。
- e. 紛争当事者が、事実審査に合意するその他の紛争。

第4条（審査の開始）日口両国は、単に事実に関する見解の相違から生じた両国間紛争で、交渉により1年以内に解決できない場合に、紛争は委員会に付託されるものとする。

第5条（調査専門家団）所与の紛争について、委員会は、原則として、その事実調査に適切と判断される下部機関である専門家団を編成するものとする。

第6条（調査への協力）日口両国は、その法令に従って、調査専門家団の調査に協力しなければならない。

第7条（審査報告書）委員会は、前条で規定されている要請があったときは、もっぱら事実審査のため専門家団と協議し、その審査報告書を作成しなければならない。

第8条（法的判断の回避）専門家団が認定した事実に関し、この専門家団も委員会も法的判断を差し控え、また責任（損害賠償）の判断にも触れないものとする。

第9条（報告書の提出）同委員会は審査報告書を日口両国及び関係者に提出しなければならない。

第10条（上級審査機関）事件又は紛争当事者は、事実調査委員会の事実認定に不満である場合に、第2部で規定されている日口裁判所に上訴できる。

第11条（他の調査機関）委員会以外の国家機関、団体又は個人が、所与の事件につき独自に事実の調査を行うことは妨げられない。

第2部 環オホーツク海圏法廷

第1章 総則

第12条（管轄権）1 日口両国が、交渉又は他の方法で解決されない、条約、その付属議定書又はその細則の解釈又は実施に関する日口両国間の紛争で、環オホーツク海圏にかかわるものと認めると場合は、その紛争はいずれかの紛争当事者の要請により、この環オホーツク海圏法廷（以下、法廷という）へ付託することができる。

2 法廷は、前項のほかに次の事項についても管轄権を有する。

- a. 認定されるなら条約又はそれにもとづく協定の国際義務の違反となるような事実。
- b. 前条の審査委員会の審査報告書に不満である事実の認定。
- c. 日口両国が、その都度または一般的に合意するその他の紛争。
- e. 付属書が定める圏内の国際的な巨大プロジェクトに関する紛争。

第2章 環オホーツク海圏臨時法廷

第13条（臨設）法廷所設立されてからの初段階の過渡期においては、日口両国政府が必要と判断したとき、事件のつどごと臨時に法廷を設置し、そのつど臨時法廷の構成及び

その特定任務を規定することができる。

第14条（設置提案） 一国が、臨時法廷設置を提案したとき、それにつき他の加盟国は誠実に交渉しなければならないが、その交渉が合意に至らない場合に、この両者は、次の第3章に規定されているような形の法廷を設置するものとする。

第3章 環オホーツク海圏常設法廷

第15条（設置） 環オホーツク海圏常設法廷は、環オホーツク海圏機構の設立後、その総会が同法廷の常設の必要性を認めたときから、その設立準備を開始する。

第16条（構成） 1 常設法廷のため、日ロ両国政府が、それぞれ2名の裁判官を指名し、その4名が第5の裁判長を選ぶ。第3国人が、これらの裁判官または裁判長になることもできるものとする。

2 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、裁判所の構成はそれによる。

第17条（上訴） 日ロ両国のみが、訴訟当事者になるような事件については、国際司法裁判所を上訴裁判所とすることができ、個人が当事者である事件では、この法廷の判決を終結として、上訴を許さないものとする。

第18条（勧告的意見） 係争諸島とそれに関連する諸問題についての利害関係者は、その国際法上の問題についても勧告的意見を与えるよう、2046年から法廷に要請することができる。

第19条（判決の不履行） 日ロ両国は、上訴しなければ、この法廷の判決にしたがうことを約束する。